

件 名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主 管 課	人事課
根拠法令等	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第89号）
地方自治法の一部改正に伴い、第 2 種初任給調整手当を導入するため、所要の条例改正を行うもの。 【改正条例】 ＜本則改正＞ ① 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第57号） ② 教育職員の給与に関する条例（昭和27年条例第30号） ③ 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年条例第50号） ④ 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第38号） ⑤ 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第 7 号） ＜附則改正＞ ⑥ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年条例第46号） ⑦ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第 1 号） ⑧ 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和 4 年条例第31号） 【改正の概要】 1 第 2 種初任給調整手当の導入に伴うもの ○給料月額及び地域手当の額の合計額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（技能労務職員にあっては知事が定める額、企業職員にあっては管理者が定める額）を下回る者に第 2 種初任給調整手当を支給する。 ○職員と同様の要件を満たす第 1 号会計年度任用職員に第 2 種初任給調整手当に相当する報酬を支給する。 2 規定整備 ①、②、④、⑤ 現行の初任給調整手当を第 1 種初任給調整手当に改称 ⑥、⑦ 特定任期付職員等について、第 2 種初任給調整手当の規定を適用除外 ⑧ 暫定再任用職員に対しても第 2 種初任給調整手当を支給	
施 行 日	公布日
【その他参考事項】	